

ご自由にご覧ください

# 調布都市計画道路3・4・31号西調布南口線の 事業説明(オープンハウス形式)



「調布都市計画道路3・4・31号西調布南口線」について、令和8年1月9日付けで都市計画事業認可を取得しましたので、「都市計画法第66条」に基づき、事業概要等についてご説明します。

令和8年2月13日(金), 14日(土)

調布市都市整備部まちづくり推進課

日ごろから、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

「調布市道路網計画」で優先整備路線に位置付けた「調布都市計画道路3・4・31号西調布南口線」(以下、「調布3・4・31号線」という。)について、令和8年1月9日付けで都市計画事業認可を取得しました。

今回のオープンハウスは、都市計画法第66条に基づき、調布3・4・31号線の事業概要及び事業スケジュール等についてご説明することを目的に実施するものです。



野川公園



調布飛行場



味の素スタジアム



調布IC



近藤勇座像  
(西光寺)



近藤勇生家跡



西調布一番街



西調布振興会

# 調布市道路網計画とは

市は、広域的な移動を支える「都市計画道路」と地区内の移動を支える「生活道路」を体系的、機能的に連携した道路網として、バランスよく整備していくことが重要であると考え、「調布市道路網計画」(以下、「道路網計画」という。)を策定(平成28年3月)しました。

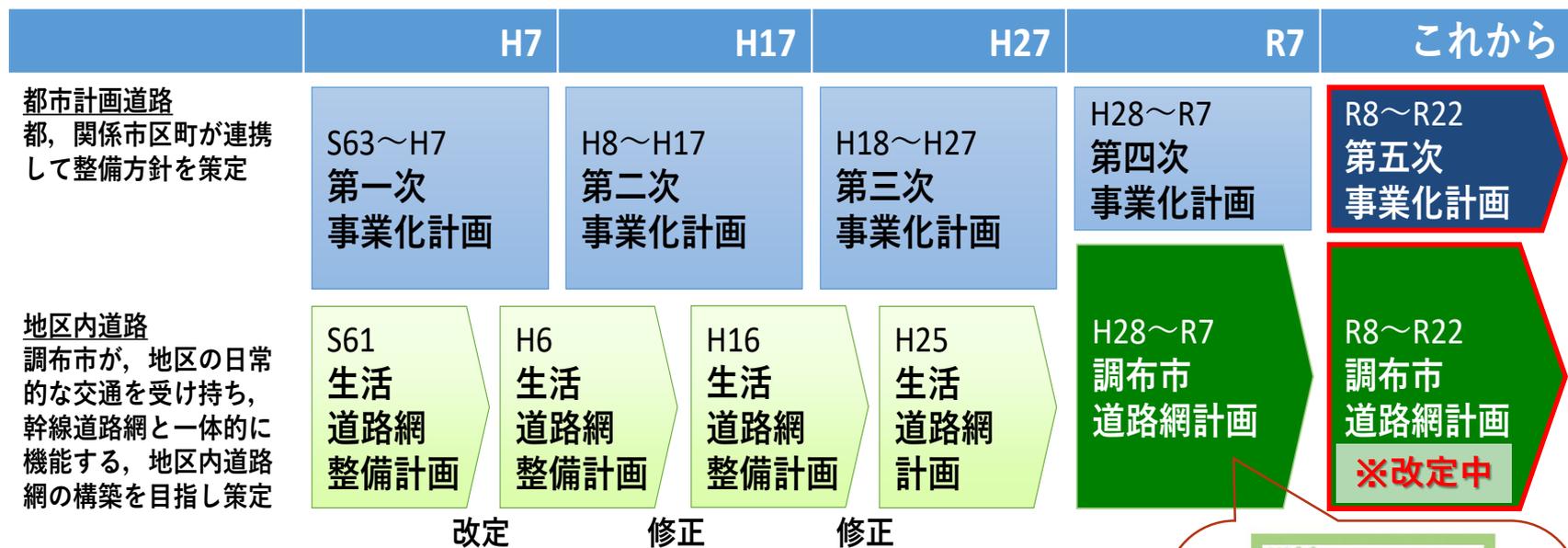
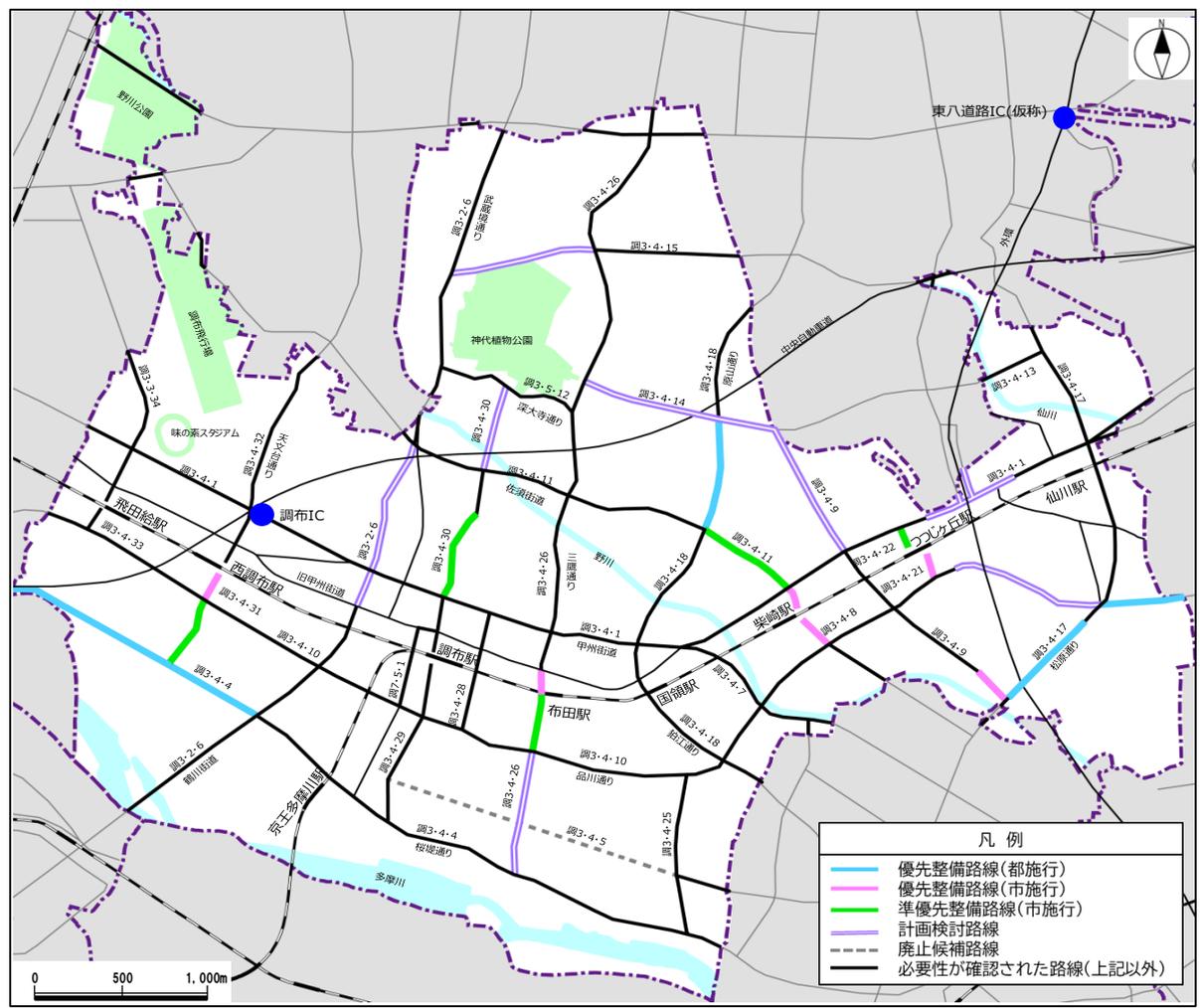


図 市における都市計画道路, 地区内道路の計画の変遷



調布市道路網計画

# 調布市道路網計画 —広域道路整備プログラム—



道路網計画では、効率的・効果的に道路の整備を進めるために、整備優先度の考え方をまとめ、「優先整備路線」を定めています。

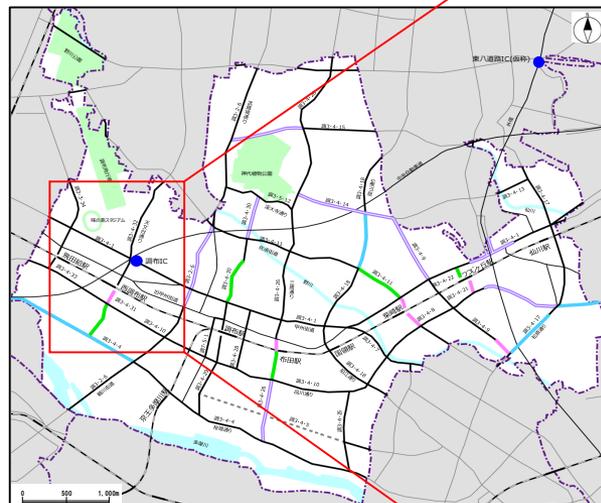
また、優先整備路線の他に、優先整備路線の次に整備または着手する「準優先整備路線」、都市計画の内容について検討する必要がある「計画検討路線」、廃止候補路線

図 広域道路整備プログラム

広域道路網	説明
優先整備路線	平成28年度から令和7年度までの10年間で、整備または着手する路線
準優先整備路線	優先整備路線の次に整備または着手する路線
それ以外の路線	整備優先度の考え方に該当しない路線
計画検討路線	特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線
廃止候補路線	道路網構築の視点に該当せず、必要性が確認されなかった路線

# 調布3・4・31号線とは

調布3・4・31号線は、上石原二丁目から上石原三丁目までの延長約650mの都市計画道路です。



[都市計画決定]昭和37年12月22日

[名称]調布都市計画道路

3・4・31号西調布南口線

[起点]上石原二丁目

[終点]上石原三丁目

[延長]約650m(起点附近に地積約2,100㎡  
の交通広場を設ける)

[計画幅員]16m

## 都市計画変更の概要(令和7年3月5日付け)

①起点の位置	調布市上石原二丁目 →調布市上石原二丁目 ※町目は同一だが位置を変更
②交通広場の 位置及び面積	面積約2,000㎡ →面積約2,100㎡ (調布市上石原二丁目地内)
③車線の数の決定	・2車線(全線)

## 凡例

- 優先整備路線(都施行)
- 優先整備路線(市施行)
- 準優先整備路線(市施行)
- 必要性が確認された路線(上記以外)

調布3・4・31号線(西調布駅～品川通り)は、「調布市道路網計画」において、平成28年度から令和7年度までの10年間で整備または着手する「優先整備路線」に位置付けています。

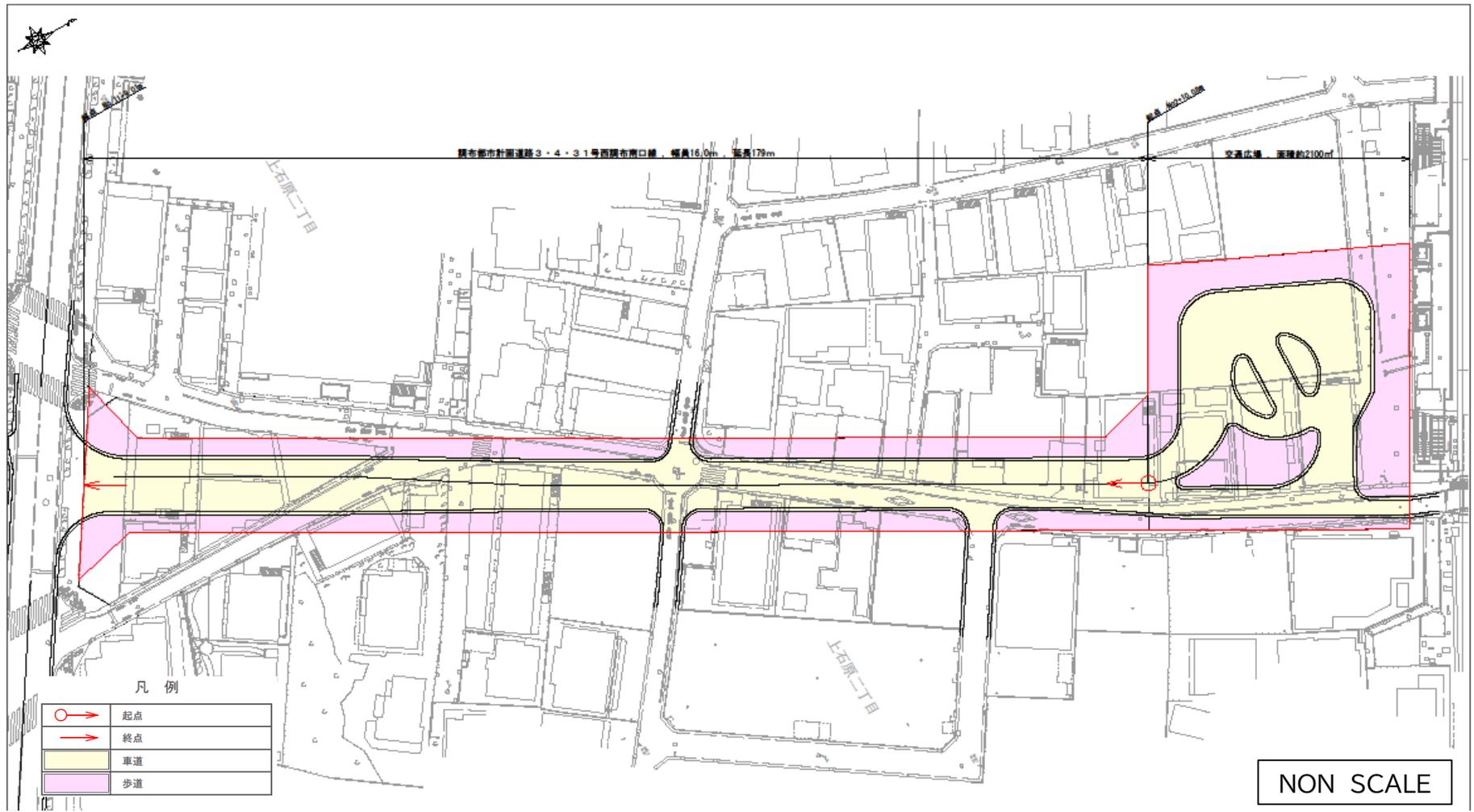
# 事業区間

この度、優先整備路線に位置付けた、西調布駅から品川通りまでの交通広場約2,100㎡、延長約179mの区間について事業に着手します。





※都市計画線は概ねの位置を表示しています。



※図は事業区間の車道・歩道の位置関係を示したものです。信号機や横断歩道の位置等は、今後交通管理者等と協議したうえで決定する予定です。

①西調布駅周辺の利便性向上

②安全で快適な道路空間の確保

③防災性の向上

④良好な都市景観の創出

## ① 西調布駅周辺の利便性向上

駅前広場を含む都市計画道路を整備することで、**西調布駅へのアクセス性向上を図るとともに**、電車やタクシー、自転車など様々な交通手段の接続が行われる**交通結節点としての機能を確保**します。



(参考)西調布駅 駅前広場(北口)

## ② 安全で快適な道路空間の確保

現在

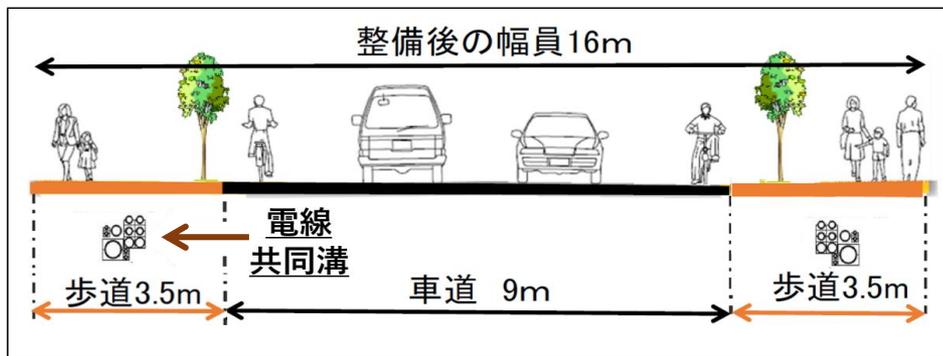


都市計画道路を整備し、**両側に歩道を設ける**ことで、歩行者・自転車・自動車が**安全で快適**に利用できる道路となります。

整備後のイメージ



(調布3・4・32号線 (西調布駅北側))



※図は、整備イメージです。車道、歩道及び自転車通行空間等の詳細な断面形態については、今後交通管理者等と協議したうえで決定する予定です。

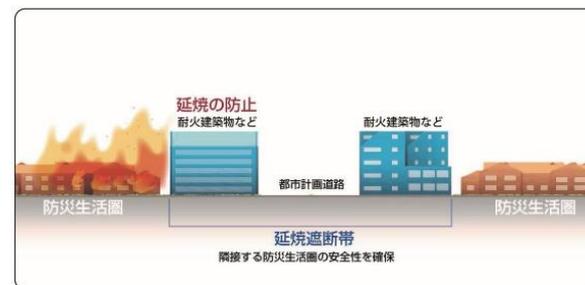
## ③ 防災性の向上

都市計画道路の整備に併せて**無電柱化**を行うことで、**災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ**、**地域の防災性の向上**を図ります。

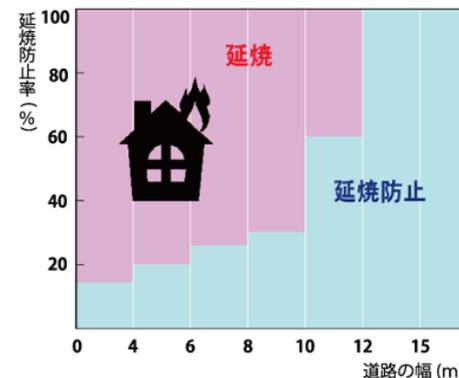
また、道路を拡幅することで、**火災時の延焼を防止**します。



平成30年台風第21号による電柱倒壊(大阪府泉南市)  
出典:国土交通省



防災生活圏と延焼遮断帯のイメージ  
出典:防災都市づくり推進計画(東京都)

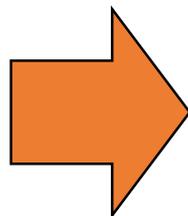


阪神淡路大震災における道路の幅と延焼防止率の関係  
出典:国土交通省

## ④ 良好な都市景観の創出

無電柱化により視線をさえぎる電柱や電線をなくし、**都市景観の向上を図ります。**

整備前(現況)



整備後(イメージ)



調布3・4・28号線(蓮慶寺通り)



調布3・4・32号線(西調布駅北側)

# 道路ができるまでの流れ



**1**

**事業概要及び測量説明会の開催**

事業を始める前に、主に計画地沿道の皆さんを対象として、事業の概要及び測量について説明します。

**3**

**用地測量の実施**

この測量では、現地において関係権利者が立会い、土地のり、買収する土

**5**

**用地交渉・協議**

用地買収の対象となる皆さんに対して、補償内容や移転方法等について、個別の事情をおききしながら、お話しします。

**7**

**土地の引き渡し**

契約でお約束した期限内に、家屋等の物件の移転をして土地を更地にしていただき、市に引渡していただきます。

**2**

**現況測量の実施**

この測量では、地形や土地建物と道路の位置関係を明らかにします。これにより、道路計画の位置が明らかになります。

**4**

**事業着手及び用地説明会の開催**

事業着手後に、用地買収の対象となる皆さんに、具体的な補償内容について説明します。土地所有者だけでなく、賃貸住宅等に住むの皆さんも対象になります。

**6**

**契約・補償金の支払い**

補償内容や移転方法等についてご納得いただきましたら、契約を取りかわし、補償金をお支払いします。

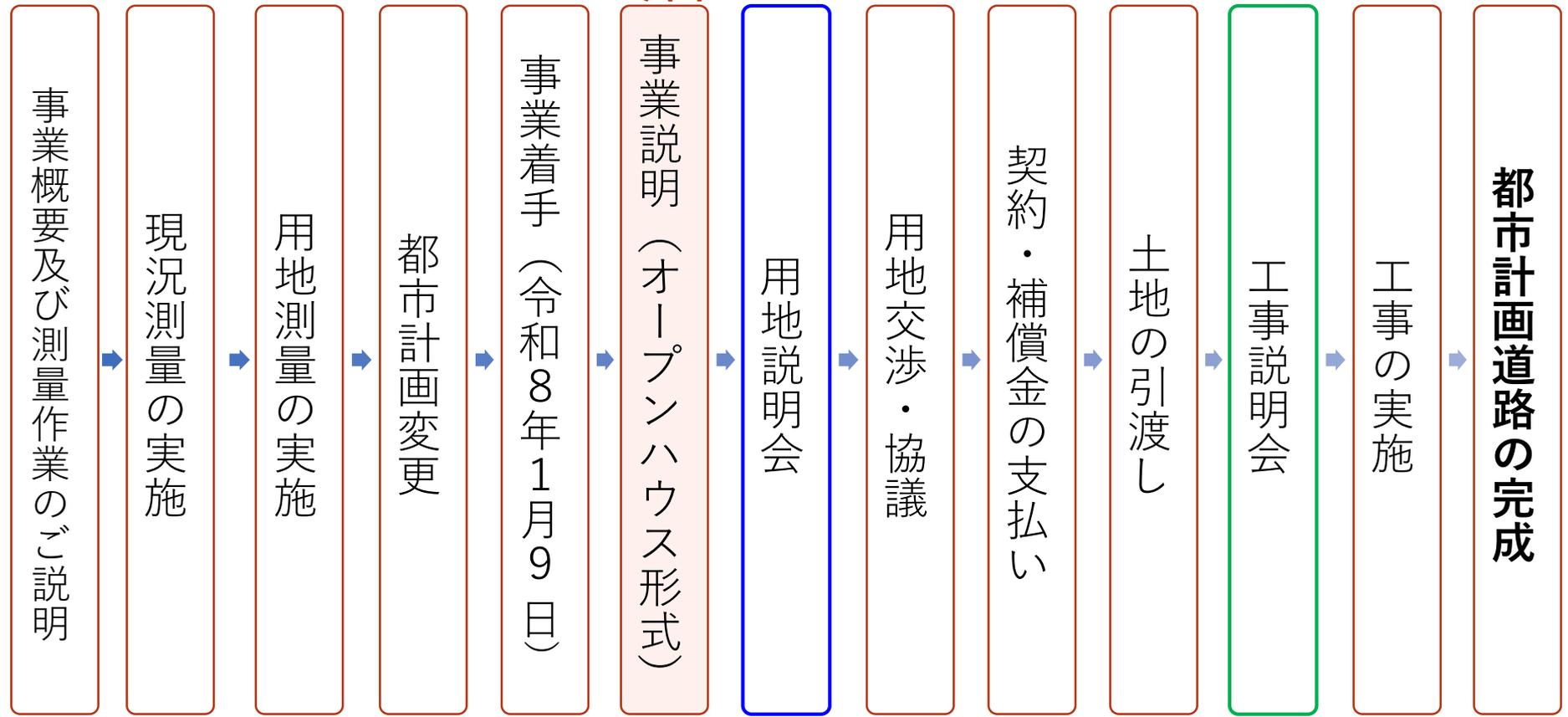
**8**

**工事の実施**

初めに、上下水道、電気、ガス、通信ケーブル等のインフラ工事を行います。その後、道路の表面をきれいにする道路築造工事を実施します。

事業着手から都市計画道路の完成まで おおむね7～10年※  
※一般的な都市計画道路の場合

# 現在の状況



**用地取得に関する皆様**に、用地取得の手順や補償内容等についてご説明します。

**調布3・4・31号線の周辺にお住まいの皆様**に、工事の概要等についてご説明します。

## ①建築等の制限(都市計画法第65条)(都市計画法施行令第40条)

事業地内において、都市計画事業の支障となる、土地の形質の変更や、建築物・工作物を建設する場合

⇒調布市長の許可が必要となります。

(令和8年1月9日～)

## ②土地建物等売買の制限(都市計画法第67条)

土地や建物などを有償譲渡する場合

⇒調布市への届出が必要となります。

(令和8年1月20日～)

## ③土地収用法の適用(都市計画法第70条)

事業地内には、土地収用法が適用されます。

(令和8年1月9日～)